

# 周南市高齢者福祉施設 施設分類別計画



軽費老人ホームきずな苑



老人休養ホーム嶽山荘



新南陽老人福祉センター

平成 31 (2019) 年 3 月  
(令和 5 (2023) 年 3 月改訂)  
周 南 市

## 目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の状況と課題.....	3
第5章 今後の施設の方向性.....	8
第6章 計画期間.....	10
参考資料.....	11

## 第1章 本計画の目的

この計画は、周南市軽費老人ホームきずな苑、周南市老人休養ホーム嶽山荘、周南市新南陽老人福祉センターの各施設を対象として、今後の施設の方向性を示すものです。

## 第2章 施設の設置目的と経緯

周南市軽費老人ホームきずな苑（以下「きずな苑」という。）は、周南市軽費老人ホーム条例に基づく、老人の福祉を増進することを目的とした施設です。対象者は60歳以上（夫婦等で入居する場合いずれかが60歳以上）の高齢者であって、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方を対象に、昭和57（1982）年に施設を整備しました。

周南市老人休養ホーム嶽山荘（以下「嶽山荘」という。）は、周南市老人休養ホーム条例に基づく、老人の休養と心身の健康増進を目的とした施設で、昭和48（1973）年に整備しました。この施設は、日本国内の景勝地や温泉地等において、高齢者に対して健全な保健休養の場を提供し、高齢者の心身の健康の増進を図るため、昭和40（1965）年に厚生省社会局長が各都道府県知事に出した通知に沿って、地方公共団体が設置した高齢者の休憩・宿泊施設で、高齢者を中心とした幅広い層の方の利用を目的とした施設となっています。現在は、食堂や宿泊業務は廃止していますが、高齢者が気軽に集い、交流できる場として、活用されています。

周南市新南陽老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）は、昭和52（1977）年に厚生省社会局長が各都道府県知事に出した通知に沿って全国で設置され、周南市新南陽老人福祉センター条例に基づく、老人の福祉向上を図ることを目的とした施設で、昭和54（1979）年に整備しました。

## 第3章 対象施設の一覧

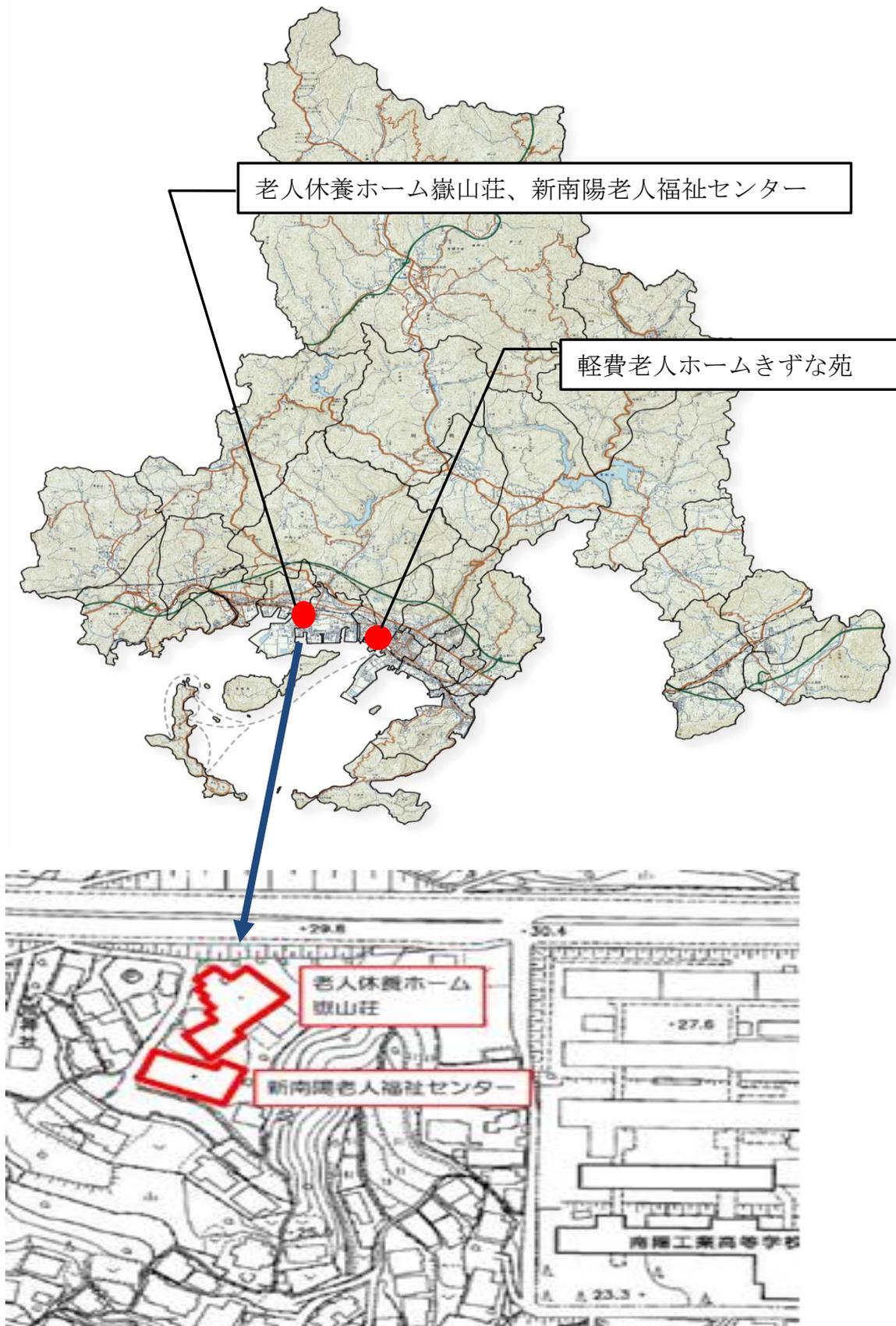
本計画の対象となる施設及び位置は、次のとおりです。

なお、本計画の対象となる施設の施設分類は、「福祉施設」です。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域	所管課
1	軽費老人ホームきずな苑	速玉町3番16号	遠石	広域	高齢者支援課
2	老人休養ホーム嶽山荘	温田一丁目10番1号	富田西	準広域	高齢者支援課
3	新南陽老人福祉センター	温田一丁目10番1号	富田西	地域	高齢者支援課

図表2 施設位置図



## 第4章 施設の状況と課題

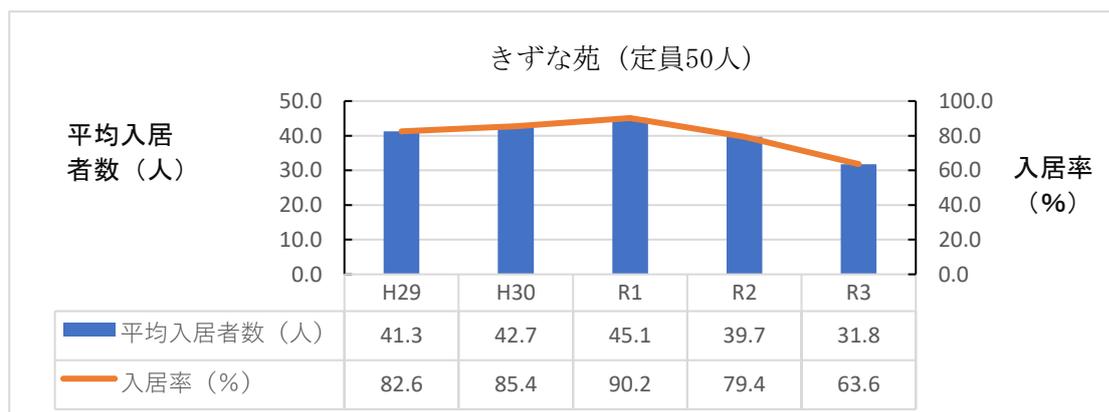
### (1) サービスの現状

きずな苑は、昭和 57（1982）年に建築し、築 40 年が経過した施設で、個室 40 室、夫婦室 5 室があり、定員は 50 人です。食事の提供のほか、各種レクリエーションなどの余暇活動や後退機能の回復等、入居者が健康で充実した生活が送れるよう、日常生活に必要なサービスを低額な料金で提供しています。令和 3（2021）年度末時点の入居者のうち、半数が要支援 1 から要介護 2 の要介護認定者となっています。

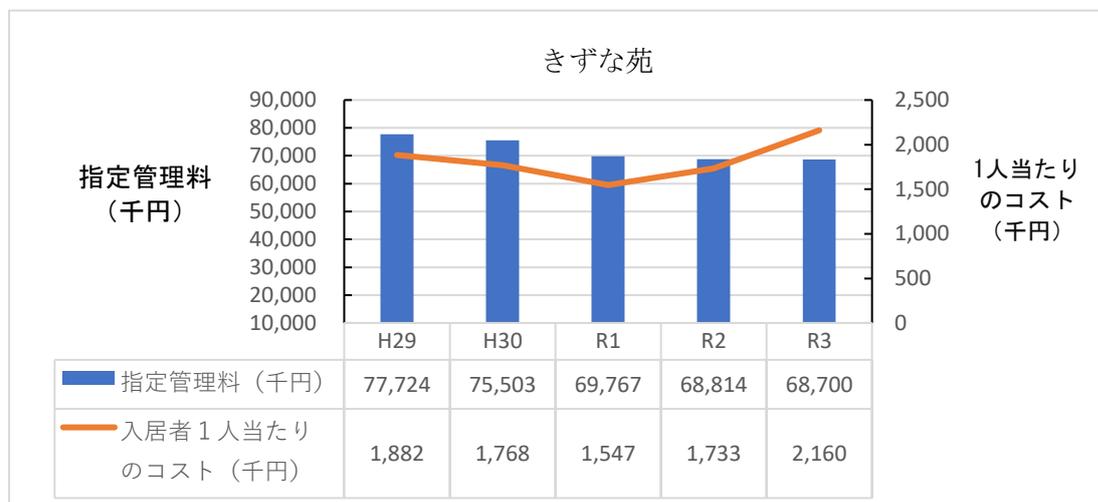
近年、施設の入居率が低下しており、その理由としては、介護度が高くなったこと等に伴う退所のほか、市内に類似の施設が複数あり施設選びに選択肢があること、また、コロナ禍で感染リスクの高い入居者の命を守るため、施設見学や新規入居について一定の期間、制限があったことなどがあります。こうした理由から、入居者数が減少し、1 人当たりのコストは増加傾向にあります。施設の維持管理については、平成 18（2006）年度から、指定管理者制度を導入しており、社会福祉法人周南市社会福祉事業団が管理しています。

※現指定管理期間：R4（2022）年 4 月 1 日～R7（2025）年 3 月 31 日

図表3 施設の入居者数の推移



図表4 施設の運営コストの推移



嶽山荘は、低額な料金で入浴・休憩が可能となっており、家族や友人同士でカラオケを楽しんだり、休憩室やラウンジで、ゆっくりと過ごしたりすることができます。大広間では会議や研修などでも利用ができます。市内には老人体養ホームとして、旧徳山市が設置した「太華荘」がありましたが、平成 23（2011）年度に廃止し、その代替施設としての受け入れも行っています。

利用者の利便を図るため、市内各方面に無料送迎バス（給島コース・富田コース・福川コース・徳山コースの 4 コース）を運行しています。

また、隣接する老人福祉センターと廊下でつながっているため、一体的な利用ができます。利用者数の状況は、平成 29（2017）年度には年間約 3 万 5 千人の利用がありましたが、新型コロナウイルス感染対策による休館や営業時間の短縮等により、令和 3（2021）年度の年間延べ利用者数は、約 1 万 4 千人まで落ち込み、運営コストは、利用者数の減少により、増加傾向にあります。

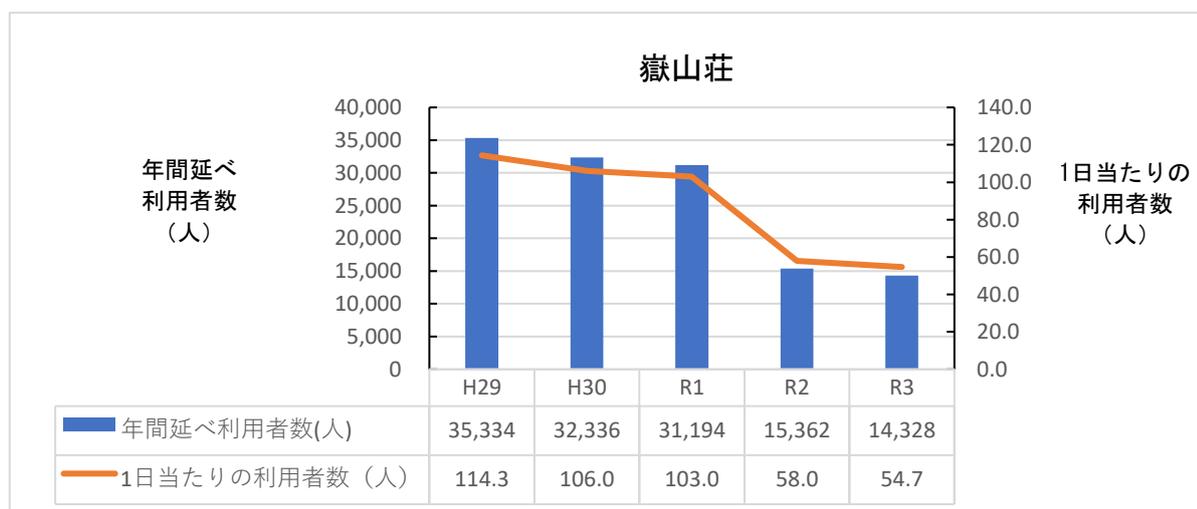
施設の維持管理については、平成 18（2006）年度から、指定管理者制度を導入しており、社会福祉法人周南市社会福祉協議会が管理しています。

※現指定管理期間：R4（2022）年 4 月 1 日～R5（2023）年 3 月 31 日

## 休憩料

老人 (60 歳以上・身体障害者等)	大人 (中学生以上)	小学生	幼児
180 円	370 円	150 円	80 円

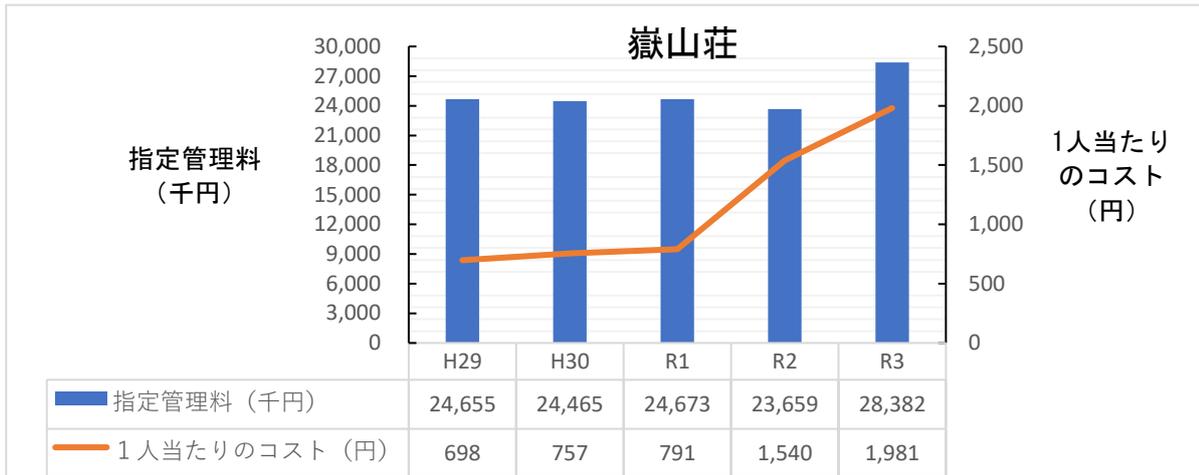
図表5 施設の利用者数の推移



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休館した期間

令和 2（2020）年度：4 月 6 日～5 月 24 日、令和 3（2021）年度：8 月 30 日～9 月 26 日、  
1 月 14 日～2 月 20 日

図表6 施設の運営コストの推移



老人福祉センターは、高齢者のための趣味や講座等のレクリエーション活動、介護予防のための通いの場（いきいき百歳体操）、機能回復訓練等のための設備があり、高齢者の介護予防と生きがいがづくりの場として活用されています。

昭和 58（1983）年には敷地内に陶芸小屋を設置し、高齢者の生きがいを高める活動が行われています。

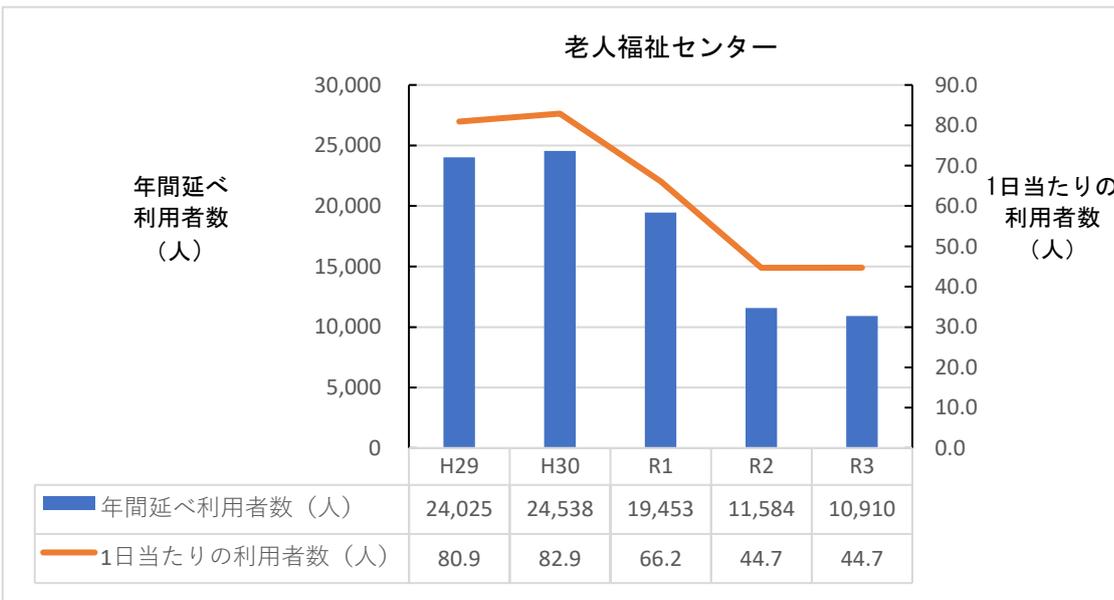
老人福祉センターの利用料は、国の通知（「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について（昭和 52 年 8 月 1 日社老第 48 号）」）により無料となっています。

利用者数は、新型コロナウイルス感染対策による休館等の影響により、減少傾向にあり、運営コストは増加しています。

施設の維持管理については、平成 18（2006）年度から、指定管理者制度を導入しており、社会福祉法人周南市社会福祉協議会が管理しています。

※現指定管理期間：R4（2022）年 4 月 1 日～R5（2023）年 3 月 31 日

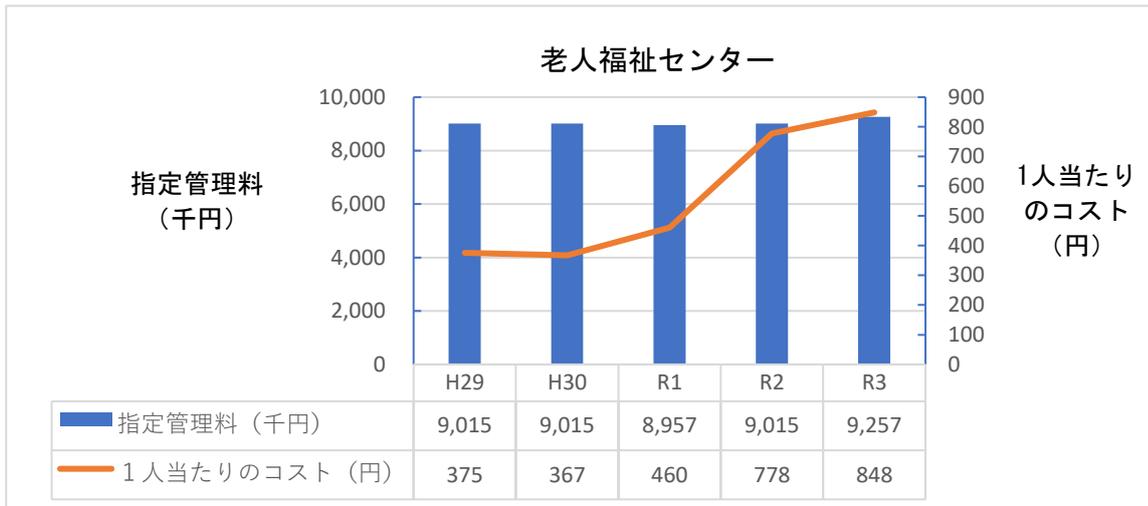
図表7 施設の利用者数の推移



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休館した期間

令和 2（2020）年度：4 月 6 日～5 月 24 日、令和 3（2021）年度：8 月 30 日～9 月 26 日、1 月 14 日～2 月 20 日

図表8 施設の運営コストの推移



(2) 建物の現状

建物の現状は、以下のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料1】として添付します。

図表9 建物の現状一覧

↓点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物						R4自主点検結果	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況					
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度			対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波
1	軽費老人ホームきずな苑	2230.18	2215.63	1982	RC /47年	未経過	新耐震	49.20	一部対応	なし						
2	老人介護ホーム嶺山荘	1400.58	1335.91	1973	RC /47年	経過	有	64.50	全部対応		警					
3	新南陽老人福祉センター	718.89	673.71	1978	RC /50年	未経過	無・不明	51.20	一部対応		警					

※自主点検は毎年実施

※構造：RC(鉄筋コンクリート造)

※法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において、構造や用途によって記載のもの

※土砂・警…警戒区域

きずな苑は、新耐震基準により建築され、概ねバリアフリーに対応した施設ですが、築40年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいます。

施設の維持管理の状況は、令和4（2022）年度にボイラーの更新工事を行いました。

また、廊下などの共用スペースに空調設備がないことが課題です。

嶽山荘は、耐震性があり、バリアフリーに対応していますが、建物全体に老朽化が見られ、特に、施設の内外装や設備機器等の老朽化が進んでおり、今後、修繕等の費用が増加することが予想されます。

施設の維持管理の状況は、令和4（2022）年度に給水設備の改修工事を実施しましたが、今後は、浴槽ろ過装置ろ過材の取替えや老人福祉センターと接続している渡り廊下部分の漏水対策が必要です。

また、土砂災害警戒区域に位置しており、災害が想定される場合の利用には注意が必要です。

老人福祉センターは、耐震性がなく、高齢者福祉施設であるにもかかわらずエレベーターを設置しておらず、バリアフリーは一部対応となっています。

また、建物の一部が土砂災害警戒区域にかかっており、災害が想定される場合の利用には、注意が必要です。

### (3) 施設を取り巻く状況と課題

軽費老人ホームは、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型、及びケアハウスの3類型が規定されていましたが、平成20（2008）年に国からケアハウスへの一元化が示され、ケアハウスに係る規定を基準の本則とし、人員、設備、運営等を含めた最低基準省令）が定められました。

きずな苑は、「軽費老人ホームA型」として整備しているため、ケアハウスとして運営するためには居室面積が基準を下回っていますが、軽費老人ホームA型及び軽費老人ホームB型は、それ以前から運営されていた施設に限り経過的に存続が認められているため、建て替えまでは軽費老人ホームA型（経過措置施設）として存続することができません。

令和2（2020）年10月1日現在の全国の軽費老人ホームの数は公営、民営を合わせて2,321施設（うち軽費老人ホームA型は190施設）ありますが、全国的にも軽費老人ホームを設置している地方自治体は非常に少なく、山口県内では周南市のみとなっています。

また、市内には民間により設置、運営されているケアハウスが4施設あります。

図表10 【軽費老人ホームの種類】

	A型 経過措置施設	B型 経過措置施設	ケアハウス
提供サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事の提供</li> <li>・ 日常生活に必要な便宜（入浴の準備、緊急時の対応、相談など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自炊</li> <li>・ 日常生活に必要な便宜（入浴の準備、緊急時の対応、相談など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事の提供</li> <li>・ 日常生活に必要な便宜（入浴の準備、緊急時の対応、相談など）</li> <li>・ 高齢者が車イス生活となっても自立した生活が送れるように配慮した居室等の環境及び介護サービスの提供</li> </ul>

嶽山荘は、施設の老朽化や利用者の高齢化が進み、利用者の減少や固定化、新規の利用者が増えにくい状況にあります。全国に令和3（2021）年度末で12箇所同様の施設がある中で、県内唯一の老人休養施設となっています。

嶽山荘は、建物全体に老朽化が見られ、大規模修繕等の検討が必要な時期が近づいています。

また、施設2階以上の稼働率が低い状況にあります。

老人福祉センターの主な事業は、各種教養講座の開催、相談業務などのソフト事業や健康体操・機能回復訓練などの貸館業務があります。貸館については、同じ地域内に類似施設が複数あることから、高齢者を対象とした施設の必要性は低くなってきています。

## 第5章 今後の施設の方向性

### (1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するに当たり、本市作成の「機能評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

その後、施設の築年数に応じて、次のとおり、今後10年以内に優先的に取り組むべき施設を検討します。

- ① 建築後60年以上の施設の優先度は、A（非常に高い）
- ② 建築後30年以上60年未満の施設の優先度は、B（高い）
- ③ 建築後10年以上30年未満の施設の優先度は、C（比較的高くない）
- ④ 建築後10年未満の施設の優先度は、D（高くない）

この一次評価では、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況から結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定に当たっての材料とします。

一次評価を実施したところ、取組の優先度は、きずな苑、嶽山荘、老人福祉センター、各施設ともすべて「B（高い）」となりました。

施設の方向性は、きずな苑は、「廃止」、嶽山荘は、「複合化（集約化）」、「受益者負担の見直し」、老人福祉センターは、「複合化（集約化）」となりました。

なお、一次評価の検討内容の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

## (2) 総合評価

### 1) 具体的な方針

今後の具体的な方針は、次のとおりです。

なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現状を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表11 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物						一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)							
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度		結果	R5	R6	R7	R8	R9		
1	経費老人ホームきずな苑	40	RC /47年	未経過	新耐震	49.2	一部対応	なし	高い	「廃止」	継続利用	RC築後40年経過	屋上パネル撤去工事					
2	老人体養ホーム嶽山荘	49	RC /47年	経過	有	64.5	全部対応	土	高い	「複合化(集約化)」受益者負担の見直し	継続利用(大規模改修等必要な時点で施設の在り方を検討)	浴槽ろ過タンク更新工事						
3	新南陽老人福祉センター	43	RC /50年	未経過	無・不明	51.2	一部対応	土	高い	「複合化(集約化)」	継続利用(機能移転を検討)	RC築後40年経過						

きずな苑は、本市が設置し、指定管理者が運営していますが、既に市内には民間のケアハウスが4施設あり、民間事業者による設置、運営が可能な施設であると考えられます。

近年、入居者の高齢化が進み、要介護認定者が増えてきており、今後は、介護スタッフが常駐し、介護サービスを施設内で受けられる「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた介護型のケアハウスの需要がより高まっていくものと考えています。

築40年を経過し老朽化が進んでいるきずな苑は、当該施設を含む周辺エリア一帯の有効活用について全庁的に検討を進めていく一方で、当面は継続利用とします。ただし、今後、老朽化等に伴う建て替え、又は大規模修繕が必要となった際には、現在の入居者へ配慮をしながら、本市による設置は廃止し、民間事業者による設置、運営が円滑にできる手段を検討します。

なお、新たに施設を整備する、又は廃止する際には、3年おきに策定している「周南市高齢者プラン」に位置づける必要があります。

全国に老人休養ホームの施設数は、平成3（1991）年度に74箇所ありましたが、令和3（2021）年度には12箇所にまで減っており、全国的に地方公共団体が設置した高齢者の休憩・宿泊施設は、施設の老朽化等により用途廃止の傾向にあります。

本市の嶽山荘も、築49年が経過し、建物全体に老朽化が進んでおり、修繕や設備の更新が必要な箇所があります。利用者数についても、近年、新型コロナウイルス感染拡大の影響や利用者の固定化などにより、新規の利用者が伸びず、利用者数は減少傾向にあります。

嶽山荘については、今後も老朽化に対応した修繕等を行いながら、当面の間、継続利用としますが、大規模修繕等を行わないとサービスの低下や利用者の安心・安全を確保することができないと判断した場合には、施設の在り方について検討していきます。

老人福祉センターは、当面の間、継続利用としますが、建物に耐震性がないことやバリアフリーへの一部未対応、また、地域内には類似の施設が充実し施設の必要性が低くなってきたことなどから、地域内の他施設への「複合化(集約化)」について検討していきます。

## 第6章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9（2027）年度までとします。

なお、施設をとりまく環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料1（第4章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第4章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

建物の現状一覧（詳細）

↓点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	主たる建物																				総合劣化度	バリアフリーの状況					ハザードマップの状況																				
		総床面積 (㎡)	床面積 (㎡)	建築年度	主構造/ 法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果							【設備編】								対応	エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消	多目的 トイレ	該当	土砂	洪水	高潮	津波																
								【建築編】				【設備編】			1.電気設備																		2.機械設備															
								1.構造 部材	2.外壁、防水		3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備			7.敷地	1.電気設備												2.機械設備															
基礎	屋根	ドレン・とい		外壁・ひさし		扉	窓	防火戸	床 仕上	階段	内壁	天井	擁壁	門扉	欄 (C、B、フェンス等)	排水設備 (側溝)	分電盤	照明器具	スイッチ・コンセント	自動火災報知装置	外灯	非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備	換気設備	屋内消火栓	給排水配管	ボイラー・給湯器	タンク類	衛生器具																	
1	経費老人ホームさずな苑	2230.18	2215.63	1982	RC /47年	未経過	新耐震	B	B	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	49.20	一部対応	0	0	0	X	なし									
2	老人介護ホーム嶺山荘	1400.58	1335.91	1973	RC /47年	経過	有	B	C	B	C	C	C	A	C	B	B	C	A	-	B	A	A	A	A	B	A	B	A	C	A	-	B	A	C	A	64.50	全部対応	0	0	0	0		警				
3	新南陽老人福祉センター	718.89	673.71	1978	RC /50年	未経過	無・不明	A	C	A	B	B	B	-	A	B	A	A	A	-	A	A	A	A	A	A	A	A	C	A	-	A	A	B	未	51.20	一部対応	0	0	X	0		警					

\* 自主点検結果

・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。

A:劣化がなく建物の利用に支障なし

B:劣化はあるが建物の利用に支障なし

C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある

・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒	◇ 民間譲渡
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在する ⇒	◇ 廃止
		◇ 法律等による設置義務付けなし		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ 共同利用
		◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続	◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ 廃止
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 廃止
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒	◇ 転用
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	地域 ⇒	◇ 地域移譲
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒	◇ 統廃合
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	◇ 継続利用（規模縮小）
		◇ 今後の利用者数が減少見込み		◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（集約化）
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（共用化）
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	◇ 多目的化
					◇ 民間活力の拡大 (指定管理、PFI/PPP)
					◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。



# 周南市高齢者福祉施設 施設分類別計画

平成31（2019）年3月

（令和5（2023）年3月改訂）

本計画は、平成31（2019）年3月に策定した  
「周南市軽費老人ホームきずな苑施設分類別計画」、  
「周南市老人休養ホーム嶽山荘施設分類別計画」、  
「周南市新南陽老人福祉センター施設分類別計画」  
を統合・改訂したものです。

こども・福祉部 高齢者支援課

〒745-8655 周南市岐山通1-1

電 話 0834-22-8461

F A X 0834-22-8251

電子メール koreishien@city.shunan.lg.jp